

独禁法から考える 知的財産権ライセンス拒絶・差止請求



東京理科大学大学院イノベーション研究科知的財産戦略専攻准教授、
元・公取委事務総局審査官（審査局・知的財産タスクフォース）、弁護士

平山 賢太郎

要 約

知的財産権ライセンスを供与するか拒絶するかを決定することを通じて取引先（ライセンシー）を選別することや、侵害行為を製造等差止請求により排除することは、知的財産権の中核をなす権利行使であるが、無限定に許容されるものではない。もっとも、ライセンス拒絶・差止請求を制限するための具体的な要件が明らかでないままでは、関係者の予測可能性を害し、ライセンスビジネスなどを通じた知的財産権の適正な活用を阻害することにもなりかねない。

ライセンス拒絶・差止請求の限界について独禁法先例や公取委指針により示されてきた考え方は、特許法等の目的である「産業の発達」を尊重しつつ不当な権利行使のみを独禁法違反とするものであって、特許法と矛盾・対立するものではないと考えられる。本稿では、ライセンス拒絶・差止請求をめぐる独禁法先例や公取委指針について紹介し、ライセンス拒絶・差止請求の制限に関する基本的考え方を確認することとしたい。

目次

1. はじめに
2. 取引拒絶行為に対する独禁法の適用
 - (1) 取引拒絶に関する基本的な検討枠組
 - (2) 公取委指針における要件論
 - (3) 近時の裁判例
3. 知的財産権行使に対する独禁法適用除外
 - (1) 「目的」及び「態様」
 - (2) 「競争に与える影響の大きさ」
 - (3) 近時の裁判例・公取委先例
4. 独禁法・特許法等それぞれの観点からの検討
 - (1) 独禁法からみた「産業の発達」
 - (2) 特許庁・公取委・裁判所の相互関係
5. おわりに

1. はじめに

知的財産権ライセンスを与え、あるいは拒絶することは、権利者にとって権利の核心であり、ライセンスビジネスの核心でもあるが、日本独禁法・海外競争法の観点から慎重な検討が必要となる場合もある。本稿では、公取委の知的財産関連ガイドライン、若干の先例等を通じて、ライセンス拒絶に関する独禁法の観点から見た考え方について概観することとしたい。

2. 取引拒絶行為に対する独禁法の適用

(1) 取引拒絶に関する基本的な検討枠組

独禁法は、同法所定の行為要件をみたす事業者の行為について、①当該行為が有する正当化理由の有無や程度を勘案して、②それでもなお独禁法上違法とみるべき程度に及ぶ反競争的効果を生じる場合に、同法所定の弊害要件（競争の実質的制限ないし公正競争阻害性）が満たされるとして当該行為を禁止することとしている⁽¹⁾。

独禁法はかかる禁止行為の一類型として不当な取引拒絶を禁止し（独禁法2条9項6号、公正取引委員会告示「不公正な取引方法」〔一般指定〕1項、2項）、また差別的取扱いを禁止している（一般指定4項）。これらの行為は、競争に対して与える弊害の程度が特に大きい場合には私的独占（独禁法3条前段）としても規制され得る。

独禁法第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

独禁法第19条（不公正な取引方法の禁止）

事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

公正取引委員会告示「不公正な取引方法」〔一般指定〕

第2項（その他の取引拒絶）

不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者これらに該当する行為をさせること。

第4項（取引条件等の差別取扱い）

不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをすること。

（図1：関連条文）

もっとも一般に、事業者がどの事業者と取引するかについては取引先選択の自由が尊重されるべきである。したがって独禁法解釈においても、事業者が、価格、品質、サービス等の要因を考慮し、他社と共同することなく独自の判断によって、ある事業者と取引しないこととすること（単独・直接の取引拒絶）は、基本的には独禁法上問題となるものではないと考えられている。かかる検討において、取引先選択の自由は、取引を拒絶された事業者の事業継続が困難となるおそれが生じるという反競争的効果（競争上の弊害）を正当化する事情（正当化理由）として斟酌されているといえることができる⁽²⁾。

（2）公取委指針における要件論

そこで次に、どのような場合に例外的に単独・直接の取引拒絶が違法とされるかが問題となる。

この点について、現行の公取委告示（一般指定）制定時期に公表された独禁法研究会報告書「不公正な取引方法に関する基本的な考え方」（昭和57年）は、単独・直接の取引拒絶が独禁法違反となる場合として、①容易に他の取引先を見いだせない競争者に対して取引拒絶をし、競争者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合、②独禁法上違法または不当な目的を達成する手段として取引拒絶をする場合、③有力な事業者が、取引の相手方の事業活動を困難に陥らせること以外に格別の理由なく取引を拒絶をする場合を挙げている。

また、その後策定された公取委事務局「流通・取引慣行に関する独禁法上の指針」（平成3年）は、①独禁法上違法な行為の実効を確保するための手段として取引を拒絶する場合、②競争者を市場から排除するなどの独禁法上不当な目的を達成するための手段として取引を拒絶する場合には問題となる旨の考え方を示している⁽³⁾。

（3）近時の裁判例

裁判例では、近年、単独・直接の取引拒絶の違法性について検討される事例が少なからず現れている⁽⁴⁾。

例えば、銀行がATM相互利用に関する他行との間の業務委託契約を解約するなどして取引拒絶を行った事案について、判決は、原則として取引先選択権の正当な行使であって独禁法に違反しないとしつつ、例外的に、独禁法上不当な目的を達成するための手段として取引拒絶を行い相手方の事業活動が困難となるおそれが生じる場合には違法とされる旨判示している（上記独禁法研究会報告書の②に相当する事案⁽⁵⁾）。

また、放送局の支配権争奪をめぐる当該放送局が有力な取引先に対して大量の新株予約権を発行する旨決議したのに対して、株主が新株予約権発行の差止仮処分を申立てたところ、当該放送局が、当該株主が（新株予約権発行を差し止めて）当該放送局の経営支配権を手中におさめれば当該放送局は取引先から取引を打ち切られるので当該放送局の企業価値が毀損されてしまうとして、新株予約権発行は企業価値の維持のため正当な行為である旨反論したという事案がある。これに対して裁判所は、当該取引先が、取引相手方である当該放送局が容易に新たな取引先を見い出せない事情にあることを認識しつつ、相手方の事業活動を困難に陥らせること以外の格別の理由もないのにあえて取引を拒絶するとすれば、当該行為は違法な取引拒絶に該当するおそれがある（ので、そのような違法なおそれある取引拒絶が行われることが明らかであるとはいえない）旨述べ、新株予約権発行により企業価値が毀損されることが明らかである旨の放送局側の主張を斥けた（上記独禁法研究会報告書の③について検討された事案⁽⁶⁾）。

こうして、公取委指針や裁判例において、単独・直接の取引拒絶が独禁法違反と評価されるべき例外的場合をめぐる検討や事例判断が蓄積しつつある。

3. 知的財産権行使に対する独禁法適用除外

取引拒絶に関する以上の分析は、知的財産権のライセンス供与を拒絶する場合、許諾数量制限（上限を超える場合におけるライセンス拒絶）を課す場合、ライセンス拒絶と同視できる程度に高額のライセンス料を要求する場合等においても、上記独禁法研究会報告書に示された考え方などを念頭におきながら、基本的に同様に行われる。もっとも、知的財産権の保有者に

としては、当該知的財産権を他の事業者ライセンス供与するか自ら実施するか決定することや、侵害行為を差止請求により排除することはまさに権利行使の核心をなす行為であって、独禁法上違法と評価されることは想像しがたいことであるかもしれない。

この点に関して独禁法は、知的財産権の行使について「著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為」には独禁法を適用しない（すなわち、かかる行為は独禁法違反とされない）旨定めている（独禁法 21 条、知的財産権行使に関する独禁法適用除外）。そこで、この規定の内容について確認しておく必要がある⁽⁷⁾。

（１）「目的」及び「態様」

独禁法 21 条は、権利の行使「と認められる」行為について独禁法の適用を除外しているにすぎないので、権利の行使と認められない行為については当然に独禁法の適用が及ぶ（ただしこのことは、当該行為が独禁法上違法とされることを意味するものではなく、別途、独禁法の各規定にてらして違法性を反競争的效果や正当化理由の観点から検討する必要がある）。

この規定について公取委「知的財産の利用に関する独禁法上の指針」（平成 19 年 9 月 28 日。「知財ガイドライン」）は、「権利の行使とみられる行為であっても、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るといふ、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合は、上記第 21 条に規定される『権利の行使と認められる行為』とは評価できず、独禁法が適用される」としている。この考え方は裁判例においても確認されている⁽⁸⁾。

そこで、いかなる行為が権利の行使と認められるのかについて、「行為の目的、態様」及び「競争に与える影響の大きさ」の観点から理解することが必要となる。

ア 公取委ガイドラインにおける整理

知財ガイドラインは、ライセンス拒絶が「権利の行使と認められる行為」と評価できない場合（独禁法が適用される場合）を例示列挙しており、「目的」及び「態様」の観点から独禁法適用除外が否定されるケースを知る手がかりとなる。

（ア）横取り行為

ある技術が一定の製品市場における有力な技術と認

められ、多数の事業者が現に事業活動において、これを利用していている場合に、これらの事業者の一部の者が、当該技術に関する権利を権利者から取得した上で、他の事業者に対してライセンスを拒絶することにより当該技術を使わせないようにする行為

（イ）買い集め行為

一定の技術市場又は製品市場において事業活動を行う事業者が、競争者が利用する可能性のある技術に関する権利を網羅的に集積し、自身では利用せず、これらの競争者に対してライセンスを拒絶することにより、当該技術を使わせないようにする行為

（ウ）標準規格策定をめぐる機会主義的行動

・多数の事業者が製品の規格を共同で策定している場合に、自らが権利を有する技術が規格として採用された際のライセンス条件を偽るなど、不当な手段を用いて当該技術を規格に採用させ、規格が確立されて他の事業者が当該技術についてライセンスを受けざるを得ない状況になった後でライセンスを拒絶し、当該規格の製品の開発や製造を困難とする行為

・標準化活動に参加し、自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるように積極的に働きかけていた特許権者が、規格が策定され、広く普及した後に、規格を採用する者に対して当該特許をライセンスすることを合理的理由なく拒絶すること⁽⁹⁾

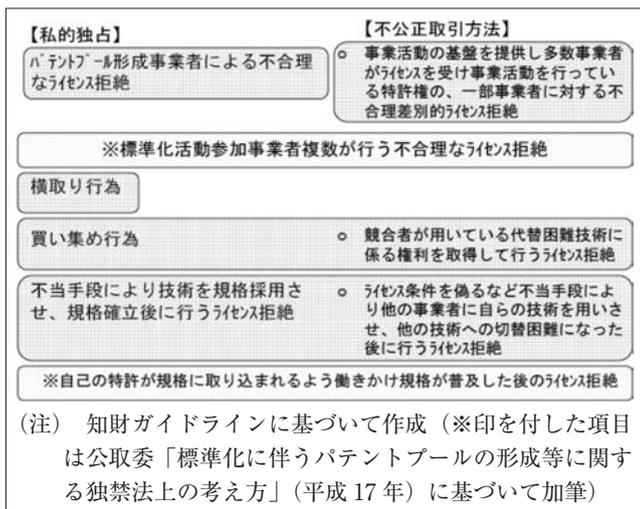
（エ）公共入札における仕様策定への不当な関与

公共機関が、調達する製品の仕様を定めて入札の方法で発注する際、ある技術に権利を有する者が公共機関を誤認させ、当該技術によってのみ実現できる仕様を定めさせることにより、入札に参加する事業者は当該技術のライセンスを受けなければ仕様に合った製品を製造できない状況の下で、他の事業者へのライセンスを拒絶し、入札への参加ができないようにする行為

（オ）差別的ないし不合理なライセンス拒絶

・ある技術が、一定の製品市場における事業活動の基盤を提供しており、当該技術に権利を有する者からライセンスを受けて、多数の事業者が当該製品市場で事業活動を行っている場合に、これらの事業者の一部に対して、合理的な理由なく、差別的にライセンスを拒絶する行為

・パテントプール形成事業者が、新規参入者や特定の既存事業者に対するライセンスを合理的理由なく拒絶すること



(図2：ライセンス拒絶が独禁法上問題とされる場合)

イ 欺瞞的先行行為をめぐる議論

知財ガイドラインは、上記ア(イ)(ウ)(エ)のとおり、主に標準策定過程や公共入札の局面を念頭において、不当な欺瞞的行為によって必須ないし有力な知的財産権を獲得した者がその後ライセンス拒絶に及ぶという想定例を列挙している。

なお、これらの欺瞞的行為については、例えば標準規格策定過程において特許権者が「規格が策定され、広く普及した後に、規格を採用する者に対して当該特許をライセンスすることを合理的理由なく拒絶する」という意図を有しながら標準化機関に対して積極的に働きかけていたとしても、かかる意図の存在ゆえに反競争的效果が高まるとは解されないのではないかと、すなわち、反競争的效果は客観的な拒絶行為自体から生じるのであって、意図や目的は反競争的效果の有無や程度に影響を与えないのではないかと、との疑問も生じ得るところである⁽¹⁰⁾。

しかし、独禁法違反要件である弊害要件については反競争的效果と正当化理由の両面から検討がおこなわれるのであるから(2(1)参照)、ライセンスを拒絶することについて不合理な意図が存在することは、ライセンス拒絶行為に正当化理由が見出されないことを示す事情として斟酌されることとなる。かかる意味において、規格策定過程における意図・目的の合理性は、独禁法適用の可否や独禁法違反の成否を検討する際の考慮要素であるということが出来る。

もっとも、欺瞞的行為に基づき市場支配力を獲得することはライセンス拒絶・差止請求に対して独禁法を適用するための絶対の必要条件ではなく、先行行為と

して欺瞞的行為が存在しない場合であってもライセンス拒絶・差止請求について独禁法違反が認定される場合が存在するのではないかと、さらに問題となる⁽¹¹⁾。

ウ 欺瞞的先行行為を伴わない差止請求事例

知財ガイドラインは、ライセンス拒絶について標準策定過程や公共入札の局面における欺瞞的行為が介在する想定例を重点的に列挙しているものの、差別的ないし不合理なライセンス拒絶(上記ア(イ))にみられるように、標準策定過程等における欺瞞的先行行為の存在が明らかでない場合におけるライセンス拒絶に対しても独禁法が適用され得る旨を示唆している。ただし、欺瞞的先行行為が介在しない事例(先行行為があってもそれが欺瞞的意図に基づくものであったか否かが明らかでない場合)におけるライセンス拒絶への独禁法の適用について、知財ガイドラインが具体的な指針を示しているとはいいがたい。

この点に関連して、近年では、規格必須特許をいわゆるFRAND条件(Fair, Reasonable and Non-discriminatory〔公正、合理的かつ非差別的〕なライセンス条件)によりライセンス供与する旨の宣言を標準策定機関に対して行った特許権者が、規格標準製品の製造販売業者に対して当該必須宣言特許侵害を理由として販売等差止訴訟を提起する事例がみられる。そして、かかる差止請求をめぐる、欧州、米国、日本等において訴訟や競争当局による調査が行われ、これを契機として独禁法・特許法・契約法の観点からさまざまな議論が行われている。

情報通信分野など技術革新が著しい分野においては、新製品の市場を迅速に立ち上げ需要の拡大を図るため、標準化機関(規格策定団体)において規格策定活動が行われるところ、その結果、規格で規定された機能・効用を実現するため必要な技術に関し特許権を有する者が多数生じることとなる⁽¹²⁾。そこで標準化機関は、規格の普及推進等のため知的財産権取扱指針(IPRポリシー)を策定し、必須特許権を有する者は当該特許権をFRAND条件によりライセンス許諾する用意がある旨宣言することとしている(無償ライセンスの宣言が行われる場合もある)。それにもかかわらず、必須宣言を行った者がのちにライセンス供与を拒絶し製造・販売等の差止を請求した場合には、当該ライセンス拒絶・差止請求がFRAND宣言に違反するという不当な態様によるものであるとして独禁法の適用

を肯定できないかが問われることとなる。

この点については、わが国ではすでに、FRAND 宣言特許侵害を理由として差止請求を行う旨をライセンス交渉において示唆するなどすることにより不当な拘束条件を付したライセンス契約を締結させた行為が独禁法違反に問われている例がみられるほか⁽¹³⁾、FRAND 宣言特許に基づく輸入等差止仮処分の申立を権利濫用（民法1条3項）に該当するとして斥けた裁判例も現れている⁽¹⁴⁾。また、海外においても、FRAND 宣言特許権者による差止訴訟提起について欧州委員会が支配的地位濫用（欧州機能条約102条）違反を認定して禁止決定を行った例や、米国連邦取引委員会が連邦取引委員会法5条（不公正な競争方法の禁止）違反の疑いに基づいて審査を開始し被疑事業者と同意命令（和解）に至った例などが公表されている。連邦取引委員会は当該事案に関して「約束を行っている者にそれを守るよう求めているにすぎない」⁽¹⁵⁾旨のコメントを発表しており、審査過程においてFRAND 宣言という「約束」に違反したという行為態様の不当性が重視されたことが窺われる⁽¹⁶⁾。

これらの先例からは、ライセンスを供与する旨の約束や宣言をした権利者がのちに当該宣言等に反してライセンス拒絶に及んだ場合には、当初の宣言等が欺瞞的な意図に基づいて、すなわち後にライセンス拒絶に及ぶことを当初から意図して行われていたものであったか否かが明らかでない場合であっても、当該宣言等に反する行為に及んだという行為態様に着目して独禁法適用除外が否定され、独禁法違反が認定されることが十分にあり得ることが窺われる。

（2）「競争に与える影響の大きさ」

知財ガイドラインは、ライセンス拒絶が「権利の行使と認められる行為」と評価できない場合に当たるか否かに関するもう一つの考慮要素として「競争に与える影響の大きさ」を掲げており、有力と認められる技術はそれ以外の技術に比べて技術の利用に係る制限行為が競争に及ぼす影響は相対的に大きく、技術市場又は製品市場で事実上の標準としての地位を有するに至った技術は有力な技術と認められる場合が多いとしている⁽¹⁷⁾。技術の有力性・必須性は、ライセンス供与を拒絶された者の事業活動（当該技術を用いた製品の製造販売）の継続が困難化するという反競争的効果の程度に大きな影響を及ぼすと考えられる。

なお、知財ガイドラインは、競争に与える影響がどの程度の水準に達した場合に独禁法が適用されることとなるのか具体的な指針を示していないものの、後記の裁判例（(3)イ）からは、独禁法適用を肯定するために要求される競争への影響の程度と、独禁法を適用したうえで独禁法違反を認定する際に要求される反競争的効果の程度との間に、特段の区別は設けられていないと理解することができる⁽¹⁸⁾。

（3）近時の裁判例・公取委先例⁽¹⁹⁾

ア 目的・態様の観点から検討された事例（公取委同意審決平成12年3月6日、特許庁審決平成11年3月10日）

本件は、A新聞社が、その営業地域の一部である函館地区に新規参入を予定するB新聞社に使用させない意図のもと、新聞題字について特許庁に対して多数の商標登録出願を行うなどした事案である。

A新聞の朝刊は函館地区で発行される日刊新聞朝刊総発行部数の大部分を占めていたところ、函館地区において夕刊紙発行を目的としたB新聞社設立の動きがみられた。そこでA新聞社は、B新聞社設立の動向を注視し事態の進展に応じた対策を講じるため取締役級で構成する「函館対策会議」を設置し、「函館対策」の一環として、函館地区に新設される新聞社に使用させない意図の下に「函館新聞」など9つの新聞題字の商標出願を行った。

本件について公取委は、A新聞社による一連の行為が私的独占（独禁法3条前段）に該当するとして排除勧告を行った。また、A新聞社による商標登録出願に対してB新聞社が異議申立てをしたところ、特許庁は、新規参入者が採用することが想定される新聞題字を大量に商標出願する行為は新聞題字の選択を著しく制限するものであり、出願に係る商標は「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」（商標法4条1項7号）であるとして拒絶査定を行い、A新聞社の審判請求を斥けた。

イ 競争に与える影響の観点から検討された事例（知財高裁判決平成18年7月20日）

本件は、特許権等のライセンサーが個々のライセンサーの製造販売数量（許諾数量）の上限を定め、ライセンサーが許諾数量を超えて本製品を販売する場合には超過数量相当の製品について製造をライセンサーに

委託するようにしていた事案である。

北部九州の各自治体では、かねてから、各自治体領域内で用いる上下水道用の人孔鉄蓋（マンホール）について、C（特許権者・ライセンサー）が保有する特許権等を実施したC型鉄蓋を仕様として指定するところが多く、そのような地域では、事実上、他の形式の鉄蓋は当該自治体の下水道事業向け鉄蓋としての取引対象とされないようになっていた。Cは、C型鉄蓋が指定を受けるに当たり、各地方自治体に対して、「貴市が本件人孔鉄蓋（蓋及び受枠）の製造販売業者として適当であると御判断される業者に対しましては、貴市の公共下水道事業に限り、本工業所有権の実施を許諾し、本製品の円滑な供給に貢献させていただき所存でございます」との旨の書面を差し入れることにより、本件特許権等を実施許諾する旨約束していた。しかし実際には、許諾数量には上記のとおり上限が付されていた。

本件について、判決は、「発明、考案、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的（特許法1条、実用新案法1条、意匠法1条）とする特許制度等の趣旨を逸脱し、又は上記目的に反するような不当な権利行使については、独禁法の適用が除外されるものではない」との一般論を示した。そのうえで判決は、本件事実関係のもとでは「受給（ママ）調整効果が実際に実現されているとか、業者間の公正な競争が実際に阻害されているといった事情を認めるに足りる的確な証拠はなく、本件各契約における許諾数量の制限が、本件特許権等の不当な権利行使に当たり、独禁法に違反すると認めるには足りない」と判示している。

本判決が競争に与える影響の大きさについて需給調整効果や公正競争阻害の観点から考慮して独禁法適用除外の可否を検討していることは、知財ガイドラインにおける考え方にも沿うものである。また、本判決が「特許権等の不当な権利行使に当たり、独禁法に違反すると認めるには足りない」と論じていることは、独禁法適用除外についての検討要素である不当な権利行使といえるか否かの判断と、独禁法違反の検討要素である弊害要件の判断とを包括して論じているものであり、結局のところ両者の間に特段の相違がないことを示唆している。

4. 独禁法・特許法等それぞれの観点からの検討

（1）独禁法からみた「産業の発達」

ライセンス拒絶・差止請求の違法性が特許権侵害を理由とする販売等差止訴訟を契機として争われる場合には、独禁法の解釈によることなく民法上の権利濫用（民法1条3項）の解釈問題として検討されることも、また特許法等の目的である「産業の発達」の解釈問題として検討されることもあり得る。

この点について裁判例をみると、近時の知財高裁決定においては、規格必須宣言特許に基づく差止仮処分申立てについて、独禁法の適用に言及することなく特許法の目的（産業の発達〔特許法1条〕）を斟酌して権利濫用の問題として結論が導かれている⁽²⁰⁾。また、ライセンス拒絶の事案ではないものの、民法における一般条項である公序良俗違反（契約無効）に関する検討において独禁法違反の事実が斟酌された事例もみられる⁽²¹⁾。

「産業の発達」「権利濫用」「公序良俗違反」等の一般条項・抽象的概念が事案の解決のため参照されることに対しては、当事者にとって予測可能性が低い旨の懸念が生じることも当然に予想されることである。しかし、独禁法の観点から特許権等の「権利の行使と認められる」か否かについてはすでに知財ガイドライン等の公取委指針によって視点が示され、公取委先例・裁判例を通じて事例も蓄積しつつあるほか、特許法の観点からみた差止請求制限についても検討の手がかりとし得る裁判例が現れている⁽²²⁾。また、上記の知財高裁決定が「産業の発達」の観点から特許法上の差止請求制限について論じていることと、上記裁判例（3(3)イ）が「産業の発達」に言及して当該特許制度等の目的に反するような不当な権利行使についてのみ独禁法を適用する旨論じていることは、基本的な発想において軌を一にするものであるとみることができよう。

このように、独禁法・特許法等それぞれからのライセンス拒絶・差止請求に関する検討は、いずれも特許法等の目的である「産業の発達」を損なう行為をそれぞれの法律により制限するという方向性において一致すると考えられ、かつ、近年における各分野における先例の蓄積によってそのことを具体的に確認できるようになりつつあるといえる⁽²³⁾。

（2）特許庁・公取委・裁判所の相互関係

ところで、特許庁・公取委・裁判所のいずれの機関が独禁法・特許法等・民法のいずれの法律を参照して

個々の事案を解決するかは、当事者の選択や裁判所の訴訟指揮により区々となるだろう。例えばライセンス拒絶事案においては、拒絶を受けた者による公取委への被害申告（独禁法 47 条）を端緒として公取委による独禁法違反被疑事件審査が開始されることや、拒絶を受けた者が裁判所に対して独禁法違反行為差止訴訟提起・仮処分申立て（独禁法 24 条）を行うことや、特許権者が提起した特許権侵害訴訟において被疑侵害者が特許権濫用の論点を提起することが、いずれも想定され得る。結局のところ、当事者の選択等により、特許法等（や民法）と独禁法のいずれが用いられることもあり得るのであり、両者は理念の違いではなく単に法適用の場面が異なることにより使い分けが行われることとなるということが出来る⁽²⁴⁾。

個々の事件の解決において独禁法・特許法等・民法のいずれが参照されることとなるかは理論上一義的に決せられるものではないが、上記のとおり特許法等と独禁法の間目的レベルにおける矛盾や対立はない以上、個々の事件がいずれの手続において検討されるとしても、実質的な結論において特許法等、民法、独禁法の間で決定的な矛盾や相違を生じることとはならないだろう。

5. おわりに

本稿では、知的財産権に基づくライセンス拒絶・差止請求に対する独禁法の観点からの考え方について検討し、「産業の発達」の観点から権利行使に対して制限が行われることとなる点において特許法等と独禁法の基本的視点に相違はないとみられることを、最近の裁判例や公取委指針を参照しながら確認してきた。

ライセンス拒絶・差止請求の制限は、知的財産権の中核的内容に制約を加えることとなるものである以上、その要件論については発明等のインセンティブを損なうこととならないよう慎重に検討されるべきことはいままでもない。しかし他方において、差止請求制限が規格必須宣言特許の行使という特殊な局面においてのみ許容されるにすぎないととらえることも困難であろう。制限が許容される場合について様々な事例を念頭に類型化を試み、ライセンス取引一般に適用される検討枠組を確立することが、将来における関係者の予測可能性を高めライセンスビジネスの推進に寄与することにつながるように思われる。

ライセンス拒絶・差止請求の制限に関しては、最近 15 年ほどの間に知的財産法・独禁法それぞれの分野に

において裁判例や公取委先例の蓄積が進み、公取委における指針も一応明確化されたことから、これらを総合的かつ横断的に分析・検討することによって事案の類型化やより精緻な解釈論の定立をすすめることが可能となりつつある。本稿において御紹介した独禁法分野における先例や検討枠組が、かかる分析の一助となれば幸いである。

注

- (1) 白石忠志「独占禁止法（第 2 版）」（有斐閣・平成 21 年）91 頁、97 頁、白石忠志・多田敏明編著「論点体系 独占禁止法」（第一法規・平成 26 年）1 頁〔滝澤紗矢子〕参照。なお、私的独占（独禁法 2 条 5 項）及び不当な取引制限（独禁法 2 条 6 項）は競争の実質的制限を、不公正な取引方法（独禁法 2 条 9 項）は公正競争阻害性を、それぞれ弊害要件としている。不公正な取引方法のうち一部の行為類型においては、問題とされる行為の不当性それ自体が問題とされており、反競争的効果の発生は要件とされていない。
- (2) 他方において、他の事業者と「共同」して取引拒絶に及ぶこと（共同の取引拒絶〔共同ボイコット〕）や、他の事業者をして取引拒絶行為を行わせること（間接の取引拒絶という）は、もはや単独事業者の独自の判断による取引先選択を超えるものであって、原則合法と考えることはできない。本稿では、共同又は間接の取引拒絶については検討の対象とせず、知的財産権と独禁法との関係について特に慎重な検討が求められる「単独事業者による直接の取引拒絶」を中心に説明する。
- (3) 「独禁法上違法な行為の実効を確保するための手段として取引を拒絶する場合」とは、たとえば、市場における有力な製造業者が、取引先販売業者に対し、自己の競争者と取引しないようにさせることによって、競争者の取引の機会が減少し、他に代わり得る取引先を容易に見いだすことができなくなるようにするとともに、その実効性を確保するため、これに従わない販売業者との取引を拒絶する場合をいうとされている。また、「競争者を市場から排除するなどの独禁法上不当な目的を達成するための手段として取引を拒絶する場合」とは、①市場における有力な原材料製造業者が、自己の供給する原材料の一部の品種を取引先完成品製造業者が自ら製造することを阻止するため、当該完成品製造業者に対し従来供給していた主要な原材料の供給を停止する場合や、②市場における有力な原材料製造業者が、自己の供給する原材料を用いて完成品を製造する自己と密接な関係にある事業者の競争者を当該完成品の市場から排除するために、当該競争者に対し従来供給していた原材料の供給を停止する場合をいうとされている。
- (4) 本文に掲げたもののほか、取引拒絶に関する近時の裁判例について分析する論考として、宇都宮秀樹『単独での取引拒絶・差別的取扱い』泉水文雄、長澤哲也編「実務に効く 公正取引審判決例精選」（有斐閣・平成 26 年）がある。
- (5) 東京地判平成 23 年 7 月 28 日判例時報 2143 号 128 頁。

- (6) 東京高決平成 17 年 3 月 23 日判例タイムズ 1173 号 125 頁。
- (7) なお、欧州競争法・米国独禁法には日本独禁法 21 条に相当する適用除外規定はおかれていないことから、欧米では、本文において紹介した議論に相当する検討は一般的な独禁法・競争法理論の枠組みの中で行われている。
- (8) 本文において紹介した考え方は公取委「特許・ノウハウライセンス契約に関する独禁法上の指針」(平成 11 年)において示され、その後の知財高判平成 18 年 7 月 20 日(判例集未掲載、本文 3(3)イ)がこの考え方に沿った判示を行っている。
- (9) 公取委「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独禁法上の考え方」[平成 17 年 6 月 29 日]に掲載されている想定例。
- (10) 欺罔行為による競争・競争過程への影響について、米国における知的財産関連事件その他の独禁法事件を整理し分析している論考として、Sullivan & Cromwell LLP「Monopolisation by Deception」The Antitrust Review of Americas 2009 (Global Competition Review 社、2009 年)等がある。
- (11) 米国反トラスト法の下では独占力の獲得又は維持が問題とされる(シャーマン法 2 条)。これに対して、欧州競争法で支配的地位濫用(欧州機能条約 102 条)として問題とされるのは支配的地位を持つ者がこれを濫用する行為であることから、特許制度や標準化過程を濫用する欺瞞的行為により支配的地位を獲得・形成しても欧州競争法における支配的地位濫用となり得ないのではないかの指摘がみられる(なお参照、和久井理子「特許権の不正な取得延長行為と EU 競争法」公正取引 755 号(平成 25 年)68 頁)。かかる欧米独禁法の構造の相違は、ライセンス拒絶の反トラスト法上の違法要件として先行行為(欺瞞的行為)を要求する事例が続いている米国と、これを要件としない欧州委員会との解釈の相違にもつながっているように思われる。
- (12) 公取委「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独禁法上の考え方」[平成 17 年 6 月 29 日]
- (13) 公取委排除措置命令平成 21 年 9 月 28 日〔審判係属中〕。
- (14) 知財高裁決定平成 26 年 5 月 16 日判例タイムズ 1402 号 166 頁。本文(3)参照。
- (15) 原文「we are doing no more than “simply requir[ing] those making promises to keep them.”」(連邦取引委員会報道発表 2013 年 7 月 23 日, available at: <http://www.ftc.gov/sites/default/files/documents/cases/2013/07/130724googl emotorolaletter.pdf>)。
- (16) 米国においては、本文に記した連邦取引委員会法 5 条違反の疑いに基づく調査事例がみられるほか、反トラスト法(シャーマン法)違反が争われた訴訟も存在するところ、反トラスト法訴訟においては欺瞞的行為により支配力を獲得したことが違反要件とされている例がある(Broadcom Corp v Qualcomm Inc, 501 F.3d 297 (3d Cir. 2007) 等。関連事例を紹介するものとして、滝川敏明「特許侵害訴訟と競争法」公正取引 760 号(平成 26 年)27 頁がある。)。なお、脚注 11 参照。
- (17) 他方、知的財産ガイドラインは、制限行為の対象となる技術を用いて事業活動を行っている事業者の製品市場におけるシェアの合計が 20% 以下である場合には、当該技術の利用に係る制限行為について原則として反競争的効果が軽微であるとしており(いわゆる「セーフハーバー」)、事業者自身による独禁法適合性の分析に一定の予測可能性を与えている。
- (18) これに対して、同判決が独禁法適用の可否の検討において競争が「実際に」阻害等されているか否かを検討していることに注目し、同判決の判断枠組みによれば不公正な取引方法の弊害要件(公正な競争を阻害する「おそれ」が生じているにとどまる事案では独禁法の適用は除外される旨論じるものとして、青柳由香・知的財産法政策学研究 20 号(平成 21 年)299 頁がある。
- (19) 本稿において紹介した事例のほか、関連事例については拙稿『知的財産権のライセンス拒絶』泉水文雄、長澤哲也編「実務に効く 公正取引審決判例精選」(有斐閣・平成 26 年)を参照されたい。
- (20) 前掲・知財高裁決定平成 26 年 5 月 16 日判例タイムズ 1402 号 166 頁。
- (21) 高松高判昭和 61 年 4 月 8 日判タ 629 号 44 頁。松山市内の各交通拠点と奥道後とを直結するバス路線について、新規の乗合バス事業者の事業内容を奥道後遊園地発着の旅客の輸送のみに限定する旨を既存事業者と新規事業者間が締結した協定について、新規事業者の進出を妨げ排除するものであり競争を実質的に制限するものであって私的独占にあたりとし、取引の安全等を考慮して協定を有効とすべき事情もないとして、当該協定を無効とした。なお、独禁法解釈における正当化理由に相当する事情が民法における公序良俗の判断において論じられた事例もある旨を指摘するものとして、前掲・白石忠志「独占禁止法(第 2 版)」(有斐閣・平成 21 年)98 頁がある。
- (22) 特許権侵害訴訟における差止請求権の制限について裁判例を分析しながら類型化を試みるものとして、田村善之「特許権侵害訴訟における差止請求権の制限に関する一考察」『競争法の理論と課題－独禁法・知的財産法の最前線』(有斐閣・平成 25 年)699 頁がある。
- (23) なお、知財ガイドラインは「知的財産のうち技術に関するもの」を対象とする指針であることから、知的財産法のうち「産業の発達」を目的としない法律と独禁法との関係についての言及はあまりみられない。しかし、知的財産法による発明・創作等インセンティブの確保が独禁法解釈において(正当化理由として)尊重されることは、検討対象とされる知的財産権が技術に関するものか否かにかかわらず同様であろう。
- (24) 参照、白石忠志「特許権と競争法をめぐる 2013 年の状況」パテント 67 巻 2 号(平成 26 年)105 頁。なお、いわゆるホールドアップ問題やパテント・トロール問題をもたらしうな事情について特許庁は審査を行わないことが通常であるから、特許庁によって権利が付与されたということは権利行使を認めるべきであるというお墨付きが与えられたことを意味しない(田村善之「特許権と独禁法・再論」日本経済法学会年報 32 号(平成 23 年)69 頁)。

(原稿受領 2014. 8. 26)